

芳賀町週休 2 日制工事実施要領

(趣旨)

第 1 条 この要領は、将来にわたり社会資本の整備及び維持管理を継続していくために必要な中長期的な担い手の確保及び育成を図るため、建設業における職場環境の改善の取組として実施する週休 2 日制工事の施工に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 週休 2 日 対象期間において、4 週 8 休以上の現場閉所を行ったと認められる状態をいう。

(2) 対象期間 現場着手日（継続して現場に常駐した最初の日をいう。以下同じ。）から工事完成日までの期間をいう（12 月 29 日から翌年の 1 月 3 日までの日、8 月 14 日から 8 月 16 日までの日、工場製作のみ実施している期間、工事全体を一時中止している期間のほか、発注者があらかじめ対象外とする期間（受注者の責めによらず現場閉所等ができない期間）を除く。）。

(3) 現場閉所 巡回パトロール、保守点検等の現場管理上最低限必要な作業を除き、現場事務所での書類作成等の事務作業も含め、1 日を通して現場及び現場事務所が閉所された状態をいう（1 つの工事現場で複数の工事が分離発注される場合において、各発注工事単位で現場閉所することを含む。）

(現場閉所の評価)

第 3 条 現場閉所の評価は、次に掲げる現場閉所の状態及び現場閉所率（対象期間に占める現場閉所日の割合をいう。以下同じ。）によるものとする。この場合において、降雨、降雪、猛暑等の自然的な事象により計画外の現場閉所とするときであって、現場閉所とする日の前日までに監督員に報告したときは、現場閉所の日数に含めることができるものとする。

(1) 完全週休 2 日 対象期間において、日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日を現場閉所日とすること。

(2) 月単位週休 2 日 対象期間内の全ての月において現場閉所率が 28.5 パーセント以上となる日数を現場閉所日とすること。

(3) 通期の週休 2 日 対象期間内に現場閉所率が 28.5 パーセント以上となる日数を現場閉所日とすること。

2 現場閉所率の算出に用いる 1 月当たりの基準日数は、工事着手日

から起算して28日とし、1月当たりの基準日数が28日に満たないときは、当該月の日曜日及び土曜日の日数以上に現場閉所率28.5パーセント以上を達成しているものとみなす。

(対象工事)

第4条 週休2日制工事の対象とする工事は、現場閉所が可能な全ての工事(営繕工事を除く)とする。ただし、次に掲げる工事を除く。

(1) 工期が1月未満の工事

(2) 緊急対応が必要な工事及び災害復旧等の早期完成が望まれる社会的要請を受ける工事

(3) 設計金額200万円未満の工事

(4) 前3号に掲げるもののほか、現場条件の制約等により現場閉所を行うことが困難であると町長が認める工事

(発注方式)

第5条 発注方式は、次の各号のいずれかの方式によるものとする。

この場合において、建設工事等1つの工事現場で複数の工事が分離発注されるときは、全ての工事について同一の方式を選択するものとする。

(1) 発注者指定型 発注者が週休2日に取り組むことを指定する方式

(2) 受注者希望型 発注者指定型を除く全ての工事で、受注者が発注者に対して週休2日に取り組む旨を協議した上で取り組む方式

(事前協議等)

第6条 受注者希望型工事の受注者は、工事着手日又は工事着手期限日までに週休2日制工事の実施に係る協議書(別記様式第1号)により協議するものとする。

2 発注者は、前項の協議に対して承諾するときは、工事着手日又は工事着手期限日までに週休2日制工事の実施に係る承諾書(別記様式2号)により通知するものとする。

3 発注者が承諾した計画する現場閉所の状態及び現場閉所率は、受注者の責めによらない場合を除き、変更は認めないものとする。

(週休2日制工事の実施)

第7条 週休2日制工事を実施するに当たり、受注者は、現場着手日までに提出する施工計画書において、休日取得計画書及び実施書(栃木県が提示する参考様式であって、現場閉所の計画及び履行実績並びに現場閉所率の実績記載があるもの。以下同じ。)等を添付し、現場閉所の計画を監督員へ報告するものとする。

2 前項の定めにより報告した現場閉所の計画を変更する場合は、変

更する現場閉所とする日の前日までに監督員に報告するものとする。

- 3 受注者は、週休２日制工事である旨を公衆用掲示物等に明示するものとする。

（履行実績の確認）

第 8 条 受注者は、休日取得計画書及び実施書を栃木県土木工事共通仕様書に定める履行報告書に添付し、監督員へ報告するものとする。

- 2 受注者は、対象期間の履行実績について記載した休日取得計画書及び実施書を工事完了日までに提出するものとする。

（発注者の配慮）

第 9 条 発注者は、受注者が円滑に週休２日制工事を実施できるよう、次の事項について配慮するものとする。

- (1) 週休２日制工事の妨げになるような指示等を行わないこと。
- (2) 受注者からの協議等には速やかに対応すること。
- (3) 余裕期間制度についても積極的に活用するとともに、適切な工期の設定に努めること。
- (4) 受注者の責めによらない次の理由により工期の変更が必要な場合は、書面による協議により、適切な工期の変更を行うこと。

ア 工程上の条件に変更が生じたとき。

イ 降雨、降雪、猛暑等の自然的な事象により作業不稼働日が多く発生したとき。

ウ その他特別な事情により全体工程に影響が生じたとき。

（工事成績評定）

第 10 条 発注者は、受注者の週休２日制工事の取組に対し、発注方式ごとに、現場閉所の履行実績に応じ、栃木県県土整備部週休２日制工事実施要領（平成３０年１０月１０日施行）第１２条の表を準用した上で加点を行う。

（経費の補正）

第 11 条 経費の補正は、発注方式ごとに現場閉所の履行実績に応じ、経費に栃木県県土整備部週休２日制工事実施要領第１３条第２項の別表の規定を準用したそれぞれの補正係数を乗じて行うものとする。

- 2 見積徴収時には、補正が重複しないよう留意するものとする。

（発注者指定型による発注手続）

第 12 条 発注者は、発注者指定型で発注するときは、週休２日制工事であることをあらかじめ入札公告等で明示するものとする。

（補則）

第 13 条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に

定める。

附 則

この訓令は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

別記様式第1号（第6条関係）

週休2日制工事の実施に係る協議書

年 月 日

芳賀町長 様

所 在 地

商号又は名称

代表者の氏名

芳賀町週休2日制工事实施要領第6条第1項の規定により、次の工事の週休2日制の実施について希望したく協議します。

工 事 名	
工 事 箇 所	
契 約 年 月 日	年 月 日
請 負 額	円
工 期	着 手 年 月 日 完 成 年 月 日
計画する現場閉所率 ※1～3のいずれかを選択	1 完全週休2日 2 月単位週休2日 3 通期の週休2日

別記様式第2号（第6条関係）

第 号
年 月 日

（受注者名） 様

芳賀町長

週休2日制工事の実施に係る承諾通知書

年 月 日付けで協議のあった次の週休2日制の実施について、次のとおり承諾したので、芳賀町週休2日制工事実施要領第6条第2項の規定により通知します。

工 事 名	
工 事 箇 所	
契 約 年 月 日	年 月 日
請 負 額	円
工 期	着手 年 月 日 完成 年 月 日
承諾する現場閉所率 ※1～3のいずれかを選択	1 完全週休2日 2 月単位週休2日 3 通期の週休2日